

○平戸市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成17年12月27日

条例第232号

改正 平成28年3月25日条例第9号

(設置)

第1条 平戸市情報公開条例（平成17年平戸市条例第15号。以下「公開条例」という。）第14条及び平戸市個人情報保護条例（平成17年平戸市条例第230号。以下「保護条例」という。）第31条の規定による実施機関（公開条例及び保護条例に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ審査するため、平戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、次に掲げる公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開及び個人情報の開示を求めることができない。

(1) 公開条例第8条各項の決定に係る公文書

(2) 保護条例第21条第1項から第3項までの決定に係る個人情報

(3) 保護条例第28条各項の決定に係る個人情報

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、第1項各号の公文書又は個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請

求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、審査請求人等その他相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、若しくは意見を述べさせ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（一部改正〔平成28年条例9号〕）

（意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（全部改正〔平成28年条例9号〕）

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨通知しなければならない。

（一部改正〔平成28年条例9号〕）

（提出資料の閲覧等）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害すると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定による写しの交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。）については、平戸市行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成28年平戸市条例第10号）の規定を準用する。

(一部改正〔平成28年条例9号〕)

(答申)

第10条 審査会は、諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めるものとする。

(審査手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(一部改正〔平成28年条例9号〕)

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平戸市情報公開条例の一部改正)

2 平戸市情報公開条例(平成17年平戸市条例第15号)の一部を次のように改める。

[次のよう]略

附 則(平成28年3月25日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の平戸市情報公開条例の規定、第2条の規定による改正前の平戸市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の平戸市個人情報保護条例の規定、第4条の規定による改正前の平戸市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定及び第5条の規定による改正前の平戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。